

# 生成 AI を活用した政策立案支援システム提供業務仕様書

## 1 業務の名称

生成 AI を活用した政策立案支援システム提供業務

## 2 業務の目的

本業務は、生成 AI を活用し、根拠に基づく政策立案（EBPM）を支援する機能を有するクラウドサービス（生成 AI を活用した政策立案支援システム）を調達・利用することで、職員の行政課題の解決に向けた分析精度と業務効率の向上により、住民サービスの向上と財政負担の軽減を図ることを目的とする。

## 3 利用期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務内容

### (1) 生成 AI を活用した政策立案支援システムの提供

受託者は、後述の 5「システムに関する要件」を満たす「生成 AI を活用した政策立案支援システム」を提供すること。

### (2) 利用者サポート業務

サービス利用に関する学習機会（説明会、動画・資料等の提供）の提供及び問い合わせ（操作方法、不具合等）に対し、メールまたは電話による対応を行うこと。

## 5 システムに関する要件

### (1) 機能要件

#### ア データ参照・分析機能（RAG）

最新の統計データ（e-Stat 等のオープンデータ）に基づき、傾向分析やグラフ生成を行い、課題解決のための回答生成が可能であること。回答生成時、引用元の表示が可能であること。

#### イ 政策立案支援・プロンプト機能

「現状分析」「施策立案」「リスク抽出」「文書校正」等、行政実務に即したプロンプトテンプレートを備えていること。

### (2) 非機能要件

#### ア 利用環境

本県のネットワーク環境は、インターネット接続系と LGWAN 系に分割されており（自治体ネットワークαモデル）、今回調達する「生成 AI を活用した政策立案支援システム」については、インターネット接続系ネットワーク上に構築された仮想デスクトップ環境からアクセスすることを想定して

いる。なお、仮想デスクトップ環境とのファイルのやり取りにおいては、ファイル無害化処理を要するものとする。

#### ○仮想デスクトップ環境

- 仮想デスクトップサーバ OS : Windows Server 2022
- 仮想デスクトップクライアントツール : VM Ware Horizon
- 仮想デスクトップブラウザ : Microsoft Edge

#### イ セキュリティ・管理要件

- 生成 AI を活用した政策立案支援システムは、端末側に専用のアプリケーション（エージェントソフト、プラグイン等）をインストールすることなく、標準的な Web ブラウザのみで全機能が利用可能であること。
- 入力データの保護：入力データおよびアップロードしたファイルを、AI モデルの学習に再利用しないこと。オプトアウト設定が既定で有効であること。
- 認証機能：ID/パスワード認証等、庁内セキュリティ指針に沿ったアクセス制限が可能であること。
- 庁内データを外部から保護できる環境を構築すること。
- ログ管理：管理者は、利用者の利用履歴（プロンプトおよび回答）を確認・抽出できること。
- 緊急度の高い脆弱性が発見された場合は、パッチの適用などの必要な措置を講じること。

#### ウ 稼働時間・サポート

- 稼働時間：原則として、24 時間 365 日利用可能であること（メンテナンス時を除く）。
- アップデート：AI モデルの更新や機能改善が、追加の個別開発費なしに随時行われること。

### 6 納品物（利用環境の提供）

- 本システムを利用するためのアカウント（10 ユーザーライセンス）
- 管理者用アカウント
- オンラインマニュアルまたは操作説明資料

### 7 事業予算額

1,202 千円以内（消費税含む）

※これらの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

※初期設定費用等が必要な場合も、すべて使用料に含めるものとする。

### 8 守秘義務

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。なお、契約締結時に別途秘密保持について特記事項の覚え書きを交わすこととする。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、沖縄県から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに業務終了後速やかに破棄又は返却すること。
- (3) 本業務に関して、沖縄県から提供を受けた資料等は適正に管理し、沖縄県の許可無く複写又は複製してはならない。

## 9 再委託の禁止

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

また、以下の業務（契約の主たる部分）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」についてはこの限りではない。

- ・簡易な資料の収集・整理
- ・複写、印刷、製本
- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他、業務を遂行するための簡易な業務

## 10 契約不適合責任

本成果物の引き渡し後 1 年以内に、検査の時点では判明できなかった本成果物の契約不適合が発見された場合には、沖縄県の指定する日までに、自らの負担において当該成果物を修補し、又は代品を納入すること。

## 11 その他の留意事項

- (1) 業務完了後、見積書の積算内容について、支払実績等の証拠資料を確認するので、対応でき

るよう整理すること。

- (2) 受託者は、情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。
- (3) その他、内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と協議すること。